

社会福祉法人千鳥福祉会  
役員及び評議員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程

第1条 (目的及び意義)

この規程は、社会福祉法人千鳥福祉会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、当法人の役員、評議員等の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 (定義)

この規程における用語の定義は、本条各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者で理事会参加以外に法人業務に携わる者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員等とは、定款第6条及び第9条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項に定める報酬、賞与であつて、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等の経費であつて、報酬等とは明確に区分されるものとする。

第3条 (報酬等の総額の決定)

評議員の報酬総額は定款第8条に定める。

- 2 全理事の報酬総額は、年間800万円以内とする。
- 3 全監事の報酬総額は、年間100万円以内とする。

第4条 (報酬等の支給)

当法人は、役員及び評議員等に対し、職務執行の対価として本規程に基づき報酬等を支給する。

- 2 当法人の役員及び評議員等に対する報酬支給額は、別表第1に定めるところとする。
- 3 第4条の2に適用しない常勤理事の報酬月額、別表第2「常勤理事俸給表」を参照に設定するものとする。尚、夏・冬の賞与支給額は報酬月額と同様とする。

但し、支給号俸及び支給額は、業務執行状況及び当法人の財務状況等を鑑みて理事会に於いて適切に設定し、評議員会の承認を得て支給するものとする。

- 4 役員等のうち、職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。

第5条 (報酬等の支給日)

常勤理事の報酬等(旅費は除く)は、毎月25日及び、夏・冬の賞与支給日に支払うものとする。尚、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、その前営業日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員等の報酬等は、必要の都度支払うものとする。

第6条 (報酬等の支給方法)

報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。但し、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申し出のあった立替金等を控除して支給する。

#### 第7条 (費用)

役員及び評議員等がその職務遂行にあたって負担した費用は、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものは、前もって支払うものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員等の費用は、交通費(別表第3)・宿泊費(別表第4)に基づき支払う。

#### 第8条 (公表)

当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

#### 第9条 (改廃)

この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なうものとする。

#### 第10条 (補則)

この規程の実施に関する必要な事項は、理事会の承認を経て別に定めるものとする。

### 附 則

- 1 この規程は平成29年6月27日(評議員会の議決日)から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 この規程は平成30年6月20日から改正施行する。
- 3 この規程は令和1年6月20日から改正施行する。
- 4 この規程は令和2年6月30日から改正施行する。
- 5 この規程は令和3年6月26日から改正施行する。
- 6 この規程は令和4年4月1日から改正施行する。
- 7 この規程は令和6年1月30日から改正施行する。

別表第1 役員及び評議員等の報酬・日当の額

役 職 名	報 酬・日 当 の 額	
評 議 員	評議員会への出席の都度 1人一律	20,000円
	書面開催 1人一律	5,000円
	研修等参加日当1人一律	3,000円
理 事 (常勤理事を 除く)	理事会への出席の都度 1人一律	20,000円
	書面開催 1人一律	5,000円
	研修等参加日当1人一律	3,000円
監 事	理事会、評議員会、監事監査会への出席の都度 1人一律	20,000円
	書面開催 1人一律	5,000円
	研修等参加日当1人一律	3,000円
	臨時監査業務出席の都度 1人一律	10,000円

別表第2 常勤理事俸給表

号 俸	月 額	要 件
1	150,000円	常勤として、理事会等の会議開催以外の必要な業務を行うが、週当たりの出勤日数、一日当たりの勤務時間の制約を設けない。
2	200,000円	週40時間を基本とする勤務により、法人事務局としての諸業務を行い、組織経営が速やかに進捗するよう努める。
3	250,000円	
4	300,000円	
5	350,000円	法人内にこだわらず、報酬にふさわしい組織の人材を常勤理事として迎える場合に必要な報酬を支給する場合がある。
6	400,000円	
7	450,000円	

別表第3 交通費費用弁償表

距 離	日 額
5キロ未満	500円
5キロ以上10キロ未満	1,000円
10キロ以上15キロ未満	1,500円
15キロ以上20キロ未満	2,000円
20キロ以上30キロ未満	2,500円
30キロ以上40キロ未満	3,000円
40キロ以上	3,500円

飛行機、JR、旅客船、バス、タクシー等を使用する場合は実費支給

別表第4 宿泊費費用弁償表

区 分	金 額	摘 要
甲 地	15,000円	東京都及び政令指定都市
乙 地	12,000円	甲地以外

予め宿泊費が明らかで、上記金額の範囲内の場合は実費支給